

関島社会保険労務士事務所便り

2019年
8月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12
電話：03-3609-7668
HP: <http://www.srseki.info>



東京の最低賃金 10月から1,013円へ

厚生労働省中央最低賃金審議会は7月31日、2019年度の地域別最低賃金額改定の目安を答申しました。今後、地方最低賃金審議会の審議を経て、10月実施となります。

引上げ目安は、東京、愛知、大阪など「Aランク」が28円、福島、島根、高知、沖縄など「Dランク」が25円。

引上げ額の全国加重平均は27円(昨年度は26円)で、1978年度に目安制度が始まって以降の最高額となっています。

連合は、「Aランクが初めて1,000円超に到達し、Dランクは過去最高の引き上げ」、全国最低800円の確保に向けてさらに前進」とする事務局長談話を公表。

一方、日本商工会議所は会頭コメントで「4年連続3%台となる3.1%の大幅な引上げ」について、根拠が必ずしも明確ではなく、中小企業の経営に及ぼす影響を懸念するとしています。

10月からの最低賃金(予定額)

	現行(2018年)の最低賃金	引上げ額の目安	2019年の最低賃金
東京	985円	28円	1,013円
埼玉	898	28	926
千葉	895	28	923
神奈川	983	28	1,011
茨城	822	27	849

都道府県別引上げ額の目安

ランク	都道府県	引上げ額目安
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	27円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	26円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	25円

給与・賞与額で調整される在職老齢年金の仕組み

厚生年金の被保険者資格は70歳までで、70歳になると被保険者資格は喪失しますが、引き続き会社に勤めていると、厚生年金の額と、給料や賞与の額(総報酬月額相当額)に応じて、引き続き、年金の一部または全額が支給停止になります。これを、「在職老齢年金」といい、今日、高齢者の働く意欲を阻害するとして問題になっています。

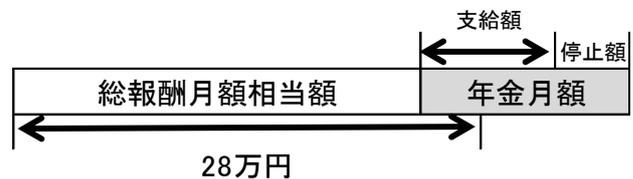
◆平成27年から総報酬制による計算

在職老齢年金は、平成27年10月から総報酬制が導入され、標準報酬に賞与が加わって計算されます。例えば、標準報酬月額が30万円、年間賞与額が60万円の場合、総報酬月額相当額は、35万円になります。

$$\begin{aligned} \text{総報酬月額相当額} &= \\ 30 \text{万円} + (60 \text{万円} \div 12) &= 35 \text{万円} \end{aligned}$$

るときは、超えた額の2分の1が年金月額から控除(支給停止)されて支給されます。

65歳未満のとき、基準額は28万円



◆65歳未満、基準額は28万円

65歳未満で、年金が支給される場合は、総報酬月額相当額と年金月額の合算額が28万円を超え

◆65歳以上の基準額は47万円

65歳になると、老齢基礎年金(差額加算含む)は全額支給され、在職者が支給調整される年金は、厚生年金の報酬比例部分の年金額です。

この場合、総報酬月額相当額と報酬比例部分の年金月額の合算額が47万円を超えると、超えた額の2分の1の額が、報酬比例部分の年金月額から控除(支給停止)されます。支給停止額が年金月額を上回ったときは全額停止となります。

健康保険の被保険者でなくなり、後期高齢者になっても、この仕組みは、会社に在職する限り続きます。

◆働く意欲を阻害する

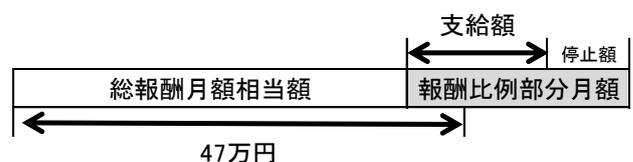
少子高齢化に伴い、高齢者の労働力が必要となっているとき、この在職老齢年金制度は、働く意欲を阻害するとして、見直しがせまられています。

◆70歳以上も退職するまで支給調整が続く

70歳になると、会社に勤めていても、厚生年金の被保険者資格は喪失し、保険料の支払い対象は75歳までは健康保険のみとなります。

ところが、在職老齢年金の仕組みは、厚生年金の資格を喪失しても続きます。その仕組みは、65歳以上の支給調整方法と同じです。75歳になって、

65歳以上のとき、基準額は47万円 (老齢基礎年金は全額支給)



急激に増える「いじめ、嫌がらせ」相談

◆労働相談件数は11年連続で100万件超え

厚生労働省が「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表しています。

「個別労働紛争解決制度」には、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法がありますが、総合労働相談件数、助言・指導申出の件数、あっせん申請の件数いずれも前年度より増加しており、総合労働相談件数は11年連続で100万件を超えています。

◆「いじめ・嫌がらせ」が過去最高

相談内容としては、民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数のすべてにおいて、「いじめ・嫌がらせ」が過去最高となっており、それぞれ以下の通りになっています。

- ・民事上の個別労働紛争の相談件数 82,797件(前年度比14.9%増)
- ・助言・指導の申出 2,599件(同15.6%増)
- ・あっせんの申請 1,808件(同18.2%増)

なお、民事上の個別労働紛争相談件数においては、「いじめ・嫌がらせ」に次いで「自己都

合退職」が41,258件となっており、いわゆる「辞めさせてくれない」が近年増加傾向にあります。

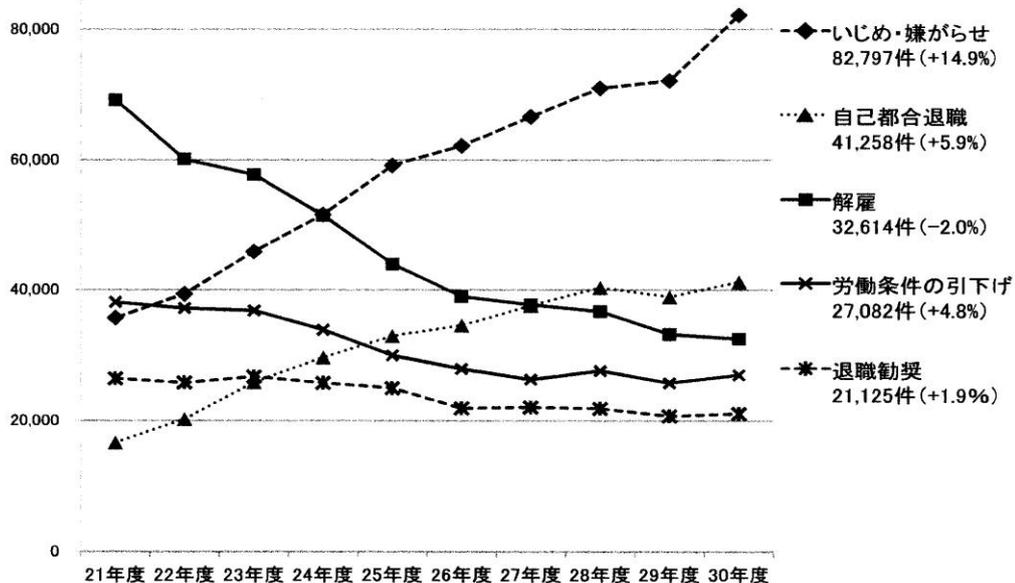
◆ハラスメント規制の動き

ハラスメント相談は年々増加していることから、対策が急務とされてきました。本年5月には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正されて、職場のパワーハラスメントに関する規定が設けられ、企業への防止対策の義務付けが盛り込まれました。

6月に国際労働機関(ILO)の総会で、職場でのハラスメントを全面的に禁止する条約が採択されています。日本政府は批准には慎重な見方を示していますが、国内でも、本改正では盛り込まれていないハラスメント行為自体を禁止する規定の必要性などを訴える声もあるようです。

今後もハラスメント規制に関する動きを注視しつつ、企業としても対応を検討したいところです。

民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移 (10年間)



※ ()内は対前年度比。

(厚生労働省ホームページより)

●女性就業者数が3,000万人超に

総務省の調査によると、比較可能な1953年以降、女性の就業者数が初めて3,000万人を超えて過去最多を更新したことがわかった。男女合わせた就業者数は6,747万人で、44.5%を女性就業者が占める結果となり、働き手の人数の男女差は縮まりつつある。(7月30日)

●就職氷河期世代の就労促進に向け新組織

政府は、就職氷河期世代(現在30歳代半ばから40歳半ばの就職活動がバブル崩壊後の不況期にあった世代)の所得向上を目指し、この世代の正社員を「3年間で30万人増」とする数値目標達成に向け、省庁横断の支援推進室を内閣官房に設置することを決めた。就職氷河期世代を雇用した企業に対する助成金の見直し(特定求職者雇用開発助成金の要件緩和)や選考を兼ねた社会人インターンシップの推進、業界団体と連携した職業訓練の強化といった支援を行う方針。(7月29日)

●老舗企業の倒産等の件数が最多を更新

帝国データバンクが社歴100年以上の企業の倒産、休廃業、解散件数の調査結果を発表した。これによると、昨年度の件数は465件で、2000年度以降で最多を更新した。また、倒産件数だけでみると、101件(前年度比28%増)で、2012年を上回る増加率だった。業種別でみると、小売業が167件で最も多く、全業種の36%を占め、老舗企業の人手不足や後継者難が深刻化している。(7月17日)

●「副業・兼業の場合の労働時間管理方法」案

厚生労働省は、副業・兼業をする人の労働時間の管理について、有識者検討会の報告書案を公表した。あらかじめ1カ月分の労働時間の計画を複数の勤め先が共有して管理する仕組み

のほか、企業側の負担に配慮して、働き手の健康管理への配慮がなされることを前提にそれぞれの企業が残業時間を管理すればよいとする選択肢が提示されている。月内にも報告書をまとめ、今秋以降、労働政策審議会で議論する方針。(7月9日)

◆18年版厚労白書、異例の「反省」「おわび」

一連の不祥事を受け公表が遅れていた2018年版「厚生労働白書」が、9日、公表された。障害や病気を有する人等の現状と取組みが特集された第1部に「中央省庁による障害者雇用の水増し問題に対する反省」、現下の政策課題への対応等について年次行政報告を行う第2部に「毎月勤労統計の不適切調査問題に対するおわび」が明記され異例の内容となっている。(7月9日)

◆今春の賃上げ率2.07% 連合

連合が取りまとめた2019年春季労使交渉の最終集計によると、ベースアップと定期昇給を合わせた平均賃上げ率は、2.07%(平均賃上げ額5,997円)だった。人手不足を背景に外食・運輸関連企業等では大幅な賃上げに踏み切る動きがある一方、米中貿易摩擦等を背景に経済の先行き懸念が強まる自動車・電気企業では賃上げに慎重となり、全体では前年と同じ水準の賃上げ率となった。(7月5日)

●高齢者世帯の平均所得、334万9,000円

厚生労働省は、2018年の国民基礎調査を発表した。高齢者世帯の平均所得は334万9,000円(前年より5.1%増)だった。高齢者世帯収入における公的年金比率は61.1%(前年より5.2ポイント減)だった。働く高齢者の増加による結果とみられる。(7月3日)